様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　当　課	総務部市民税課
委託業務名	令和４年度向け市県民税当初課税事務等に係る労働者派遣
委託業務場所	大津市御陵町３番１号
概　要	令和４年度個人市民税及び個人県民税の当初課税に係る事務とデータ入力業務等を行う人材を市民税課へ派遣するもの
契約期間	令和４年４月１日　から　令和４年６月３０日　まで
契約年月日	令和４年４月１日
契約金額	１１，９９８，４７０円（税込み）
契約の相手方	〔所在地〕東京都品川区西五反田八丁目９番５号 〔名　称〕株式会社フルキャスト
契約相手方の選定理由	市県民税当初課税は、１つの会計年度の事務を１月から６月まで処理するものであり、特別徴収の納税通知書の発送日が５月１６日、普通徴収の納税通知書の発送日が６月１日であるため、申告期限である３月１５日から発送日までの短期間で、大量の課税計算を正確に行う必要がある。派遣労働者が担当する業務については、税に関する大量の業務を正確に処理することが必要であるうえ、最繁忙期である４月に開始となるため、業務の習得に必要な研修の機会を設けることができない。 ４月における事業者の交代は、業務遂行力の著しい低下に繋がるため、令和４年３月まで契約を締結している上記の事業者と継続して契約を締結することが不可欠であり、４月から６月の期間の契約について随意契約を行うもの。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の２第１項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号及び第４号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。